

# 参 考 资 料

## 足利市環境基本条例

平成11年10月1日条例第33号

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策（第7条—第10条）
- 第3章 環境の保全に関する推進施策（第11条—第16条）
- 第4章 環境審議会（第17条）
- 第5章 補則（第18条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、ひいては地球環境の保全に貢献することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 安全で快適な生活環境、良好な自然環境等を保持し、保護するとともに、適切に環境の向上を図ることをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

#### （基本理念）

第3条 環境の保全は、市民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で、良好な環境の恵みを受けるとともに、山紫水明豊かな本市の特性を生かしつつ、その貴重な環境を将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、市、市民及び事業者が公平な役割分担の下に、環境への負荷を低減することによって、人と緑、清流、生き物等の自然とが共生できる持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

3 環境の保全は、これを地球的規模の環境問題としてとらえ、すべての日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

#### （市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、環境施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組みを必要とするものについては、国、栃木県及び近隣の地方公共団体と協力して行うよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、広く環境の保全に努めなければならない。

2 市民は、良好な環境の保全に自主的に取り組み、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画し、協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の基本指針)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1) 歴史的文化的遺産が保護され、人とのふれあいの行える歴史的文化的環境の創造を図ること。

(2) 生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(4) 市民が環境との関わりについて理解と認識を深め、環境の保全に取り組むことができるよう環境教育体制の整備を図ること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 環境の保全に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるときは、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映するよう努めるとともに、足利市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(配慮指針)

第9条 市長は、環境基本計画に基づき、市民及び事業者が環境の保全に配慮すべき事項を示した指針を定めなければならない。

(報告書)

第10条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、毎年度報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 環境の保全に関する推進施策

(規制等の措置)

第11条 市は、公害を防止するため必要があると認めるときは、適切な指導、助言、規制等の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、前項に定めるもののほか、生活排水の改善、廃棄物の排出抑制、景観の保全等環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、適切な指導、助言、規制等の措置を講ずるものとする。

(施設整備の推進)

第12条 市は、廃棄物及び下水の処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設並びに公園、緑地等の自然と人とのふれあいを図るための施設の整備を推進するものとする。

- 2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、その影響が低減されるよう環境の保全について配慮しなければならない。

(教育及び学習の推進等)

第13条 市は、市民等が環境の保全について理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(市民等の自発的な活動への支援)

第14条 市は、市民等が行う環境の保全に資する自発的な活動が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるとともに、環境の保全に関する情報、技術等を提供するよう努めるものとする。

(調査の実施等)

第15条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第17条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、足利市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) その他環境の保全に関する基本的な事項

- 3 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する委員12人以内をもって組

織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員

4 前項の委員の任期は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 前項第2号及び第3号の委員の任期は、その職にある期間とする。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 委員は、非常勤とする。

9 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和26年足利市条例第14号）第5条第6項ただし書の規定は、委員の報酬について適用しない。

10 前項の規定の適用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

11 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 補則

### （委任）

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 足利市環境審議会条例（昭和47年足利市条例第1号）は、廃止する。

### 附 則（平成30年12月21日条例第38号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 用語の解説

### (ア行)

#### ISO14000シリーズ

企業等が、地球環境に配慮した事業活動を行うために、国際標準化機構（ISO）が作成した国際規格。公害対策のように決められた基準値を守ればよいといったものではなく、環境に対する負荷を減らしていくための努力目標を設定し、そのための人材教育やシステム構築を行った結果を認証機関が認定するもの。

#### 悪臭物質

悪臭の原因物質は数十万種類と多種多様であるが、特に問題となるのは硫化水素等の硫黄化合物、アンモニア等の窒素化合物などである。現在、悪臭防止法で定められた特定悪臭物質は、アンモニア・メチルメルカプタン・硫化水素・硫化メチル・二硫化メチル・トリメチルアミン・アセトアルデヒド・プロピオンアルデヒド・ノルマルブチルアルデヒド・イソブチルアルデヒド・ノルマルパレルアルデヒド・イソパレルアルデヒド・イソブタノール・酢酸エチル・メチルイソブチルケトン・トルエン・スチレン・キシレン・プロピオン酸・ノルマル酪酸・ノルマル吉草酸・イソ吉草酸の22物質である。

#### アスベスト（石綿）

アスベストとは、「せきめん」「いしわた」と呼ばれ、天然に産する繊維状の鉱物である。柔軟性・耐熱性・摩耗性に優れていることから建築材料などに使用されていた。しかし、多量に吸入すると肺の線維症を引き起こすことがあり、現在は、使用や製造を禁止している。

吹付けアスベストなどを使用した建物を解体または改修するときは、大気汚染防止法、労働安全衛生法、廃棄物処理法などに基づいてアスベストの飛散防止等が義務付けられている。

#### アースデイ（地球の日）

地球環境のことについて考え行動する日として提案された記念日。毎年4月22日。

#### アンモニア（NH<sub>3</sub>）

特有の刺激臭のある無色の気体で、人体に粘膜刺激、頭痛、吐き気などの影響を及ぼす。労働環境における許容濃度は50ppmである。

#### 硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）

二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>、亜硫酸ガスともいう）、三酸化硫黄（SO<sub>3</sub>、無水硫酸ともいう）など硫黄と酸素の化合物で、燃料中に含まれる硫黄分の燃焼に伴い発生する。大気中の硫黄酸化物濃度が高くなると、酸性雨やぜんそく等の呼吸器疾患を引き起こす原因となるため、環境基準が定められている。

#### 一酸化炭素（CO）

炭素あるいは可燃性炭化水素の不完全燃焼によって生じる無色無臭の気体で、主な発生源は自動車排気ガスである。体内に摂取されると、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し、頭痛・吐き気・めまい・全身倦怠などの症状が現れる。

#### 一般環境大気測定局（⇔自動車排気ガス測定局）

一般環境大気の大気汚染状況を常時監視する測定局。一般局と略されて呼ばれることもある。

#### 移動発生源（⇔固定発生源）

自動車のように移動しながら汚染物質を排出するものをいう。自動車等の中でも特にトラック・バス等の大型ディーゼル車からの排気ガスが問題となっている。

#### ウォームシェア

「暖房を消して温かいところに集まろう」  
一人一台の空調利用から、複数の人が同じ場所に集まり快適な空間を共有することで、エネルギー消費を抑える運動。

#### ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を20℃にした場合でも、

ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

#### エコ・アクション

環境学習会やポイ捨て防止運動の参加、節電や太陽光発電設備設置といった環境への足利市民の取組の総称。エコ・アクションに対して市からエコポイントを付与し、助成金の交付等を行うエコ・アクションポイント事業は、市民の地球温暖化対策等の環境に配慮した行動の支援と市内の消費拡大を図っている。

#### エコアクション21

環境省が策定した環境マネジメントシステムで、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合したもの。

#### SDGs（持続可能な開発目標）

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす国際目標で、17の目標（ゴール）と169のターゲットから構成されている。

#### LED(Light Emitting Diode)

発光ダイオード。電気を流すと発光する半導体の一種。白熱灯等の従来光源に比べて寿命が長く、消費電力量が少ない特徴がある。

#### オキシダント（O<sub>x</sub>）

オゾン・アルデヒド・PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの酸化性物質を総称していう。大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線により光化学反応を起こすことにより生成されたオキシダントであるため「光化学オキシダント」とも呼ばれている。

#### オゾン（O<sub>3</sub>）

光化学オキシダントの主成分の一つ、特有の臭気のある微青色の気体で、強力な酸化力を持つ酸素の同素体である。気道粘膜や目への刺激作用がある。

#### オゾン層

地球を覆う大気の成層圏中でオゾンが多く存在する層をいう。オゾン層は地球まで届く紫外線の大半を吸収しているが、近年、オゾンホールと呼ばれるオゾンの薄い箇所が存在することが報告された。オゾンホールの拡大に伴い、吸収されずに地表に届く紫外線の増大が見込まれており、皮膚がん等、人体への影響が懸念されている。オゾンホールは、フロンガス等が触媒となってオゾン層中のオゾンが破壊されることでつくられるが、フロンは安定な物質で、大気中で分解されることがほとんどなく、大気中に排出されたフロンの大部分は成層圏まで到達してしまう。このため、フロンを大気中に排出しないことがオゾンホールの拡大を防ぐ最も有効な対策とされ、世界各地でフロンガス排出規制が行われている。

#### 温室効果ガス

太陽光の放射エネルギーを通過させる一方で、地表面から生じる赤外線放射熱を吸収して、地表の温度を上昇させるガス。人の活動などによって大気中の温室効果ガス濃度が上昇したことにより地球温暖化を引き起こしている。主なものとしては二酸化炭素、メタン、一酸化窒素等がある。

#### (カ行)

#### カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量の差引がゼロになること。

#### 化学的酸素要求量（COD）

水の汚濁程度を推定する方法で、水中の有機物を酸化するために要した酸化剤の量から求めた酸素量をmg/Lであらわしたもの。

#### カドミウム（Cd）

青みを帯びた銀白色の金属でメッキ・顔料・電池などに用いられている。人体に有害で、長期摂取により体内に蓄積され、慢性中毒になると肺気腫や骨変化や腎臓・胃腸・肝臓などに障害を起こす。富山県で起きたイタイイタイ病の原因とされる金属である。

**環境家計簿**

毎日の生活の中で環境に関係する出来事や行動を家計簿のように記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように行うもの。とくに決まった形式はないが、二酸化炭素の発生量を指標にしているものが多い。

**環境基準**

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で、公害防止に関する行政上の諸施策を実施する上での達成目標となるもの。大気・水質・騒音・土壌について環境基準値が設定されている。

**環境基本法**

平成5年制定。公害対策基本法を改正したもの。環境に関する分野について、国の政策の基本的な方向を示す法律。

**環境教育**

人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、正しい知識に基づいて責任ある行動がとれるよう、学校・家庭・企業などを通じて行う教育。

**環境ホルモン(外因性内分泌攪乱化学物質)**

動物の生体内に取り込まれた場合、生体内で正常に営まれているホルモン作用に影響を与える化学物質。特にホルモン作用を攪乱することにより生殖機能の阻害や、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼしている可能性がある」と指摘されている。

**環境マネジメントシステム****(Environmental Management System : EMS)**

「環境保全に関する活動を点検管理するための仕組み(ルール)」のこと。EMSを体系的に実行することによって環境の改善が効率的・効果的に図られる。これを規格化したのがISO14001である。

**規制基準**

工場等から排出するばい煙、排水及び発生する騒音等について守らなければならない基準で、法律及び条例で定められたもの。人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などへ影響を及ぼす限界を基礎として定めている。

**揮発性有機化合物 (VOC)**

揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれる。VOCは、浮遊粒子状物質 (SPM) 及び光化学オキシダントの原因物質の一つであるため、これらの対策の一環として、大気汚染防止法に基づき排出規制が平成18年度から開始された。

**京都議定書**

1997年12月に京都で開催された国連気候変動枠組条約締約国会議 (通称COP) において合意された、温室効果ガスの削減目標を決めた議定書。2005年2月16日に発効した。

先進国は2008年から2012年までに温室効果ガス排出量を1990年レベルよりも平均で5.2%削減する義務を課せられた。日本は1990年比6%の削減義務。

→「パリ協定」を参照のこと

**クビアカツヤカミキリ**

サクラやモモ、ウメなどバラ科を中心とした多種の樹木を加害することで知られる侵入害虫。2018年1月15日に、特定外来生物に指定された。幼虫が生木に加害することで樹木を衰弱させて、落枝や倒木等の人的被害が発生する恐れがあり、農作物や生態系にも被害が拡大する恐れがある。

→「特定外来生物」を参照のこと

**グリーン購入**

環境にやさしい製品やサービスを選んで優先的に購入すること。2001年4月に国等による環境物品等の調達推進等に関する法律 (グリーン購入法) が施行された。

**クールシェア**

「エアコン消して涼しいところに集まろう」

→「ウォームシェア」を参照のこと

**クールチョイス**

パリ協定を踏まえて設定された温室効果ガス削減目標を達成するために、主に家庭・業務部門における温室効果ガスを大幅に削減し脱炭素社会の実現を目指す、地球温暖化防止のための国民運動のこと。省エネ・低炭素型の製品への買換・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、日常生活におけるあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組。

→「パリ協定」を参照のこと

**クールビズ**

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。ノーネクタイ等の軽装スタイルがその代表。

**クロム (Cr)**

日用品・装飾品をはじめとするメッキに広く使用されている。水溶性のクロム化合物のうち、3価クロムは毒性が低いが、6価クロムは猛毒である。摂取し続けることで肝臓・腎臓・脾臓等に蓄積され機能低下を起こし、大量に摂取すると嘔吐・頭痛・けいれん等を起こし死に至ることもある。

**K値規制**

排出口の高さに応じて、硫酸化物の許容排出量を定める規制方式で、煙突が高くなるほど硫酸化物の許容排出量は大きくなる。K値が小さいほど厳しい基準になる。

K値は、地域ごとに政令で定められており、足利市は7.0である。

**健康項目**

環境基準項目のうち、人の健康の保護に係るもので、有害物質を示しており、次の27項目が挙げられている。カドミウム・全シアン・鉛・6価クロム・ヒ素・総水銀・アルキル水銀・PCB・ジクロロメタン・四塩化炭素・1, 2-ジクロロエタン・1, 1-ジクロロエチレン・シス-1, 2-ジクロロエチレン・1, 1, 1-トリクロロエタン・1, 1, 2-トリクロロエタン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・1, 3-ジクロロプロペン・チウラム・シマジン・チオベンカルブ・ベンゼン・セレン・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素・ふっ素・ほう素・1,4-ジオキサン

**懸濁物質 (SS)**

水中の濁りにあたるもので、これが多いと河川の浄化作用を阻害したり、魚類の生育に悪影響を及ぼしたりする。

**公害**

事業活動など人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生じること。

**公害防止協定**

公害をすでに発生させている企業あるいは発生させる恐れのある企業と、地方自治体や自治会等が、地域の実情を踏まえ、公害防止のため必要な措置をとりきめることをいう。現在、法律や条例と並ぶ公害行政上有効な手法として広く利用されている。

**光化学オキシダント** オキシダントの項を参照**光化学スモッグ**

大気中に存在する窒素酸化物、炭化水素等が、紫外線と作用して光化学オキシダントを生成し、特殊な気象条件下でスモッグとなる。これを光化学スモッグという。植物被害、目や呼吸器への刺激作用がある。

**公共用水域**

水質汚濁防止法では、河川・湖沼・港湾・沿岸地域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいい、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの以外のすべての溝渠、水路を公共用水域という。

**固定発生源**

移動発生源と対になる語で、工場や事業場のように固

定されて動かない大気汚染物質の発生源のこと。

### 子どもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブで、財団法人日本環境協会が主催し環境省が後援している。クラブは、地域の中で主体的に環境に関する行動を行う。

### コンポスト

堆肥のこと。なお、生ごみや汚泥などを発酵分解させ堆肥にする方法やそのための容器を指すのが一般的。

### （サ行）

#### 再生可能エネルギー

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すことのできるエネルギーの総称。具体的には、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・バイオマスなどをエネルギー源として利用するもの。

#### 酸性雨

大気中に存在する硫黄酸化物、窒素酸化物等が気温・湿度・チリ等の影響で、硫酸イオンや硝酸イオンなどに変化し、強い酸性（pH5.6以下）をおびた雨水・霧等として降下する現象のこと。

#### 三点比較式臭袋法

人間の嗅覚を使って悪臭を測定する官能試験法。ガスクロマトグラフ等の機器測定が臭気の成分に着目し成分濃度を表すのに対し、この方法では臭気全体の強さを、臭気を感じなくなるまでの希釈倍数で表す。

#### シアン（CN）

青酸（シアン化水素）及びその化合物の総称。メッキ工場等の青酸化合物を使用する事業場からの廃液などに含まれており、人の致死量は0.06g程度といわれる。致死量摂取後、数秒で中毒症状があらわれ死に至る猛毒である。

#### 持続可能な開発

1987年に「環境と開発に関する世界委員会」が報告書の中で表したもので、「将来の世代が自らの要求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求をみたすような開発」という考え方。

#### 持続可能な開発目標（SDGs）

→「SDGs（持続可能な開発目標）」を参照のこと

#### 重金属

比重4.0以上の金属のこと。水銀・カドミウム・鉛等毒性の強いものが多い。

#### 省エネルギー法

正式名称は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」。省エネ推進に関する事業者などの義務、所管大臣の勧告・指導、判断基準の設定、省エネ推進のための金融・財政上の措置などが定められている。

#### 食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことを指し、日本においては近年特にクローズアップされ始めた比較的新しい環境問題。

#### 新エネルギー

「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義され、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス発電・熱利用、廃棄物発電・熱利用などがある。

#### 振動レベル

振動計で測定される値（振動加速度レベル）を人間の感覚に近づけるために振動感覚特性の補正を加えたもの。振動計の指示値であり、公害関連では鉛直振動特性を用いる。

#### 水銀（Hg）

銀白色で、常温で液体である唯一の金属。有害な公害物質の一つで、蒸気を吸収したり、皮膚から吸入したりすると中毒を起こす。さらに危険なものは有機水銀で金

属水銀の約10倍の毒性を示す。有機水銀は、水俣病の原因物質とされている。

#### 水素イオン濃度（pH）

溶液中の水素イオン濃度[H<sup>+</sup>]でpH=log（1/[H<sup>+</sup>]）で表す。pHは、0から14で、7.0を中性とし、7より小さければ酸性、7より大きければアルカリ性である。

#### スマートウェルネスシティ

高齢化・人口減少が進んでも地域住民が「健幸（けんこう）」であるために、「個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むこと」をまちづくりの中核に位置付けた新しい都市モデル。

#### スマートグリッド（次世代送電網）

情報通信技術によって電力の流れを供給側・需要側の両方から制御し、最適化できる送電網。「賢い送電網」や「賢い送配電網」「次世代エネルギー供給網」などとも呼ばれる。

#### 生活環境項目

主に水質の有機汚濁を示す指標であり、生活環境の保全に関する環境基準として定められている。項目は、pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数などがある。

#### 生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。河川の汚濁状況を表す重要な指標のひとつ。

#### 生物多様性

野生生物の種の数は動植物、菌類、微生物を含めて約140万種といわれている。人類が行う開発による生態系の破壊が進んだ結果、絶滅種の増加が懸念されている。

#### 騒音レベル（音圧レベル）

耳の感覚と音圧との関係が周波数により異なるため、一定の規約のもとで周波数ごとの補正をして測定した音の大きさ。単位はdB（デシベル）。

dBで示した一般に聞こえる音の大きさの目安は次のとおり。

20dB	木の葉のふれあう音
30dB	ささやき声
40dB	静かな公園や図書館の中
50dB	普通の事務所の中
60dB	騒がしい事務所の中
70dB	電話のベル（1m離れて）
80dB	地下鉄の車内
90dB	騒々しい工場の中
100dB	電車通過時のガード下
120dB	飛行機のエンジン付近

### （タ行）

#### ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称で、化学物質の合成過程や燃焼過程などの際に非意図的に生成される。環境への残留性が高く毒性が強い。多くの異性体が存在し、異性体ごとにその毒性は異なる。最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシンの毒性を1として、異性体ごとに毒性を換算し、毒性等量（TEQ）として表される。

#### 脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が実質ゼロ（カーボンニュートラル）となる社会のこと。→「カーボンニュートラル」を参照のこと

#### 炭化水素（HC）

炭素と水素からなる有機化合物の総称で、主な発生源は自動車、有機溶剤排出工場等である。大気中の濃度が高くなると粘膜を刺激する。

#### 地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地球の気温が上昇することをいう。このままでは海面の上昇や生態系などへ大きな影響を及ぼすことが懸念されている。



### 地球環境問題

広く世界各国に共通する環境問題のこと。①地球温暖化 ②オゾン層の破壊 ③酸性雨 ④熱帯雨林の減少 ⑤砂漠化 ⑥海洋汚染などがある。

### 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)

物の燃焼により発生する窒素と酸素の化合物で、代表的なものに一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) がある。主な発生源は自動車排出ガス、ボイラー等である。

### 低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会をいい、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる範囲にとどめる社会を目指すもの。

### 典型7公害

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下をさす。

### 特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)に基づき、外来生物(海外起源の外来種)のうち、生態系や人の生命・身体・農林水産業に被害を及ぼす、または及ぼすおそれのある種のなかから指定される。許可なく飼育・栽培すること、保管・運搬すること、野外へ放つことなどが禁止されている。

### 特定建設作業

くい打機、びょう打機等を使用する作業などの著しい騒音、振動を発生する建設作業のうち、騒音規制法、振動規制法等で規制の対象としているもの。

### 特定施設

公害法令で規制の対象となっている施設で、種類、規模別に定められている。特定施設を設置する場合は所定の届出が必要で、これらの施設を有する工場を特定工場等という。

### 特定粉じん排出等作業

吹付け石綿(アスベスト)並びに石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材が使用されている建築物の解体作業等を実施する場合は、建物の面積の大小に関わらず、すべて届出の対象となる。「石綿を含有する」とは、石綿が建築材料の質量0.1%を超えるものをいう。

### トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン(有機塩素化合物)

これらの物質は、優れた脱脂・洗浄作用があり、機械加工部品の洗浄、ドライクリーニング作業等に使用されている。体内に蓄積すると、肝・腎臓障害や中枢神経障害を起こし、また発がん性の疑いもある。

### (ナ行)

#### 鉛 (Pb)

融点が低く、非常に軟らかく加工しやすい、耐蝕性に富んだ金属であり、他の重金属と同様に有毒で蓄積性がある。

### 2050カーボンニュートラル宣言

菅前内閣総理大臣が令和2年(2020)年10月の所信表明演説において、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。令和3年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法には2050年カーボンニュートラルが基本理念として盛り込まれた。

### (ハ行)

#### ばい煙

大気汚染防止法では、次のとおり規定している。

- ① 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん
- ② 物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム・塩素・塩化水素・ふっ素、ふっ化水素・ふっ化珪素・鉛・窒素酸化物などの有害物質

### バイオマス

エネルギー源として再利用できる動植物から生まれた有機性資源のこと。生物資源を表し、石油や石炭などの

化石資源と対比される。

### ばいじん

いわゆる「スス」のこと。燃料その他の可燃性物質の燃焼や、高温加熱反応の行われている電気炉の使用工程において、分解・脱水素・重合・酸化などの複雑な反応の中間生成物として発生する遊離炭素である。

### パリ協定

2015年12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議(通称COP)において合意された、温暖化対策の新しい枠組みとなる協定。2016年11月4日に発効。

世界の平均気温上昇を産業革命以前と比較して2℃を十分に下回り、1.5℃に抑える努力をすること世界共通の目的とし、そのために今世紀後半にカーボンニュートラルを達成することをはじめ、SDGsにおける気候変動に関する5つのターゲットをより具体的にした目標などを定めた。

### PCB (Poly Chlorinated Biphenyl)

水に不溶だが、油・有機溶剤に溶ける。化学的に不活性で酸、アルカリ等の化学薬品に対し安定で、不燃性、絶縁性がよい。環境への残留性が高く、人体への毒性が極めて強いため、一部を除いて使用が禁止されている。

### ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間づくりが行われる。

### 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊している直径が2.5μm以下の超微粒子(1μmは1mmの千分の一)。大気汚染の原因物質の一つ。粒径が小さい分、気管を通過しやすく、肺胞など気道より奥に付着するため、人体への影響が大きいと考えられている。

### ヒ素化合物

殺虫剤などに用いられるものもあり、有毒である。中毒になると発疹、頭痛、血尿等の症状が現れ、種々の神経障害を起こす。水道水における許容濃度は0.01mg/L以下とされている。

### 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に風等で巻き上げられ浮遊している固体粒子状物質のこと。特に環境基準の定められている粒径が10μm(1/1,000mm)以下のものは自分の重さでは落下しにくく、大気中に長期間浮遊するため、高濃度地域では、ぜんそくなどの悪影響を及ぼす場合もある。

### 粉じん

ベルトコンベア・破砕機・ふるい・堆積物の風による飛散等により発生し、大気中に拡散した固体粒子をいう。

### HEMS(Home Energy Management System)

電力監視システムのこと。家庭における電力の消費と発電・蓄電設備をリアルタイムで統合的に管理し、快適な生活を保ちつつ効果的な節電を可能とする。同じシステムをビル内のエネルギー監視に用いたものをBEMS、工場内に用いたものをFEMSという。

### ベンゼン

揮発性で、水に溶けにくく有機溶媒に溶ける水より軽い無色の液体であり、多様な製品の合成原料に用いられる。発がん性があるとされている。

### (マ行)

#### 緑のカーテン

ゴーヤやアサガオなどのつる植物を建物の外側に育成することにより、夏場の強い日差しを遮り、植物の蒸散による水蒸気が気化することにより建物の熱を奪うことで室温の上昇を抑える手法やそのものを指す。

### mg/Nm<sup>3</sup>

濃度単位の一つで、標準状態(0℃、1気圧)における

気体1m<sup>3</sup>中に含まれる物質の質量をmg単位で表したものの。

### メガソーラー

出力1メガワット（1000キロワット）以上の大規模な太陽光発電。発電所建設には広大な用地を必要とするが、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されている。

### (ヤ行)

#### 要措置区域

土壤汚染対策法において、土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずる恐れがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域を言う。

#### 溶存酸素（DO）

水中に溶けている分子状酸素のこと。水中に有機物が増えてくると、それを酸化するために酸素が消費されるのでDOは減る。限度以上にDOが減ると魚介類は窒息死してしまう。

#### 用途地域

都市計画法に基づき、用途に対応して定められた地域区分。目的に合わない建物の建設を制限することで、市街地の住工混在を解消して住み良い生活環境を保全する目的で設けられている。足利市では、12種類の用途地域のうち9種類を定めている

# 環 境 都 市 宣 言

平成8年12月24日 議会告示第5号

私達を取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、人類存続の基盤となっています。

しかし、近年における社会経済活動の拡大や生活様式の変化により、さまざまな環境問題が生じ、地域のみならず、地球的規模にまで拡大しています。

私達は、自らの社会を見つめ直し、環境にやさしい循環を基調とするシステムを実現し、多様な自然・生物と共生しながら、すべての人々が公平な役割の下、環境保全活動に参加し、このかけがえのない環境を将来の世代に引き継いでいかねばなりません。

足利市は、恵まれた自然を愛し、育て、健康で文化的な生活により、生き生きと暮らせるまちづくりを市民、事業者、行政が一体となって推し進め、地球環境保全のための取り組みを積極的に進めていくことを決意し、ここに「環境都市」を宣言します。

# 足利の環境

令和 5 (2023)年度版

【令和 4 (2022)年度実績】

令和 6 (2024)年 3 月発行

編集発行 足利市 生活環境部 環境政策課  
〒326-8601  
足利市本城3丁目2145番地  
Tel 0284-20-2152  
Fax 0284-20-2140  
E-mail [kankyou@city.ashikaga.lg.jp](mailto:kankyou@city.ashikaga.lg.jp)